

町職員の給与などを公表します

町では「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づいて、職員の任免や職員数、給与などの状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

令和5年4月1日 職員数	令和6年3月31日 退職者数	令和6年4月1日 採用者数	令和6年4月1日 職員数
148	6	10	152

2 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給 与			費 計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
令和5年度	人 126	千円 499,942	千円 65,279	千円 198,687	千円 763,908	千円 6,062

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。
 3 国民健康保険など特別会計は含みません。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長島町	42.4 歳	332,550 円	372,940 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

(3) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	長島町		国
	大 学 卒	高 校 卒	
一般行政職	185,200 円	154,600 円	185,200 円 154,600 円

(4) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
標 准	主事補 技師補	主事 技師	主任 主査	主幹 係長	課長補佐 技術補佐 主幹など	課長など	課長など
職員数	14人	17人	16人	31人	27人	16人	2人
構成比	11.38%	13.82%	13.01%	25.20%	21.95%	13.01%	1.63%

- (注) 幼稚園教諭や技能労務職員等は含みません。

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（令和6年4月1日現在）

長 島 町		国	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% 管理職加算 10%～25%	

② 退職手当

(令和6年4月1日現在)

長島町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.670月分	26.3655月分	勤続20年	19.670月分	26.36550月分
勤続25年	28.040月分	33.2707月分	勤続25年	28.040月分	33.27070月分
勤続35年	39.758月分	47.7090月分	勤続35年	39.758月分	47.70900月分
最高限度額	47.709月分	47.7090月分	最高限度額	47.709月分	47.70900月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%から45%加算)		その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%から45%加算)	
1人当たり平均支給額	21,522千円		1人当たり平均支給額	一千円	

③ 特殊勤務手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績	(令和5年度決算)	1,898千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(令和5年度決算)	67,786円
職員全体に占める手当支給職員の割合	(令和5年度決算)	19.2%
手当の種類(手当数)		11種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
税務手当	徴税事務に従事する職員	町税の賦課及び徴収業務
水道業務手当	簡易水道の業務に従事する職員	簡易水道事業の維持管理業務
老人ホーム勤務手当	老人ホーム長生園に勤務する職員	老人ホームにおける介護業務など
指導主事手当	教育委員会に勤務する指導主事	教育委員会における指導主事業務

④ 時間外勤務手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績	(令和5年度決算)	23,618千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和5年度決算)	179千円

⑤ その他の手当

(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外 10,000円 特定期間の加算(16歳~22歳) 5,000円	同	—	千円	円
	21,147			25,600	
住居手当	・借家 最高 28,000円	同	—	千円	円
				4,308	17,500
通勤手当	・交通機関利用者 運賃相当額(最高55,000円) ・交通用具使用者 自動車等の使用者について、 片道2km以上の距離の場合、 18,500円を限度に支給	異	交通用具使用の場合、 距離単価が相違	千円	円
				9,110	8,000
管理職手当	総務課長、企画財政課長 40,000円 その他の課長 32,000円	同	—	千円	円
	7,488			32,800	

(6) 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	給料	月額	額等
給料	町長	758,000	円
	副町長	597,000	円
報酬	議長	303,000	円
	副議長	250,000	円
	議員	227,000	円
期末手当	町長	(令和5年度支給割合)	3.30 月分
	副町長	(令和5年度支給割合)	3.30 月分
議員	議長	(令和5年度支給割合)	3.30 月分
	副議長	(令和5年度支給割合)	3.30 月分
	議員	(令和5年度支給割合)	3.30 月分

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	状況
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分
休憩・休息時間	休憩時間 60分
勤務を要しない日	土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日
年次休暇	1年間に20日。20日を限度に翌年に繰越
その他の休暇	病気休暇、特別休暇、育児休暇等

4 職員の分限及び懲戒の状況 (令和5年度)

処分の種類	免職	停職	減給	戒告
処分人数	0	1	0	1

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

この根本基準を実行するために、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには政治的行為の制限など、職務上の強い制限を課しています。

服務規律の遵守については、職員研修や通知などにより、周知徹底を図り、綱紀の肅正および服務規律の徹底に努めています。

6 職員の退職管理の状況 (令和5年度)

	退職者数	再就職先			再就職者計
		再任用	外郭団体	その他企業等	
退職時、課長級以上の職員	0	0	0	0	0

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況 (令和5年度)

(1) 研修の状況

研修機関において職務上の階層ごとに行う、新規採用職員研修、新任課長級研修等のほか、外部講師を招いての「人権啓発研修」や「情報セキュリティー研修」等を実施し、職員の能力開発、資質向上に努めています。

(2) 勤務成績の評定の状況

長島町職員の目標管理による人事評価に関する規程により、勤務評定を実施しています。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況 (令和5年度)

区分	受診者数	
定期健康診断	278人	
結核定期健康診断	182人	
人間ドック	1日ドック	82人
	2日ドック	4人
	脳ドック	7人
	節目ドック	5人